

平成 30 年度 仙台市立高森東小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立高森東小学校（以下「本校」）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」）の施行を受けて、本校においては、法第 13 条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立高森東小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自分の特性や可能性を認識し、また他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、あたたかく優しい人間関係の中でのびのびと生活できるのである。

しかし、ひとたび子供の生活の中に、他者を批判、排除するような雰囲気が生まれると、そこは安心できる場ではなくなってしまふ。

本校においては、法第 3 条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第 3 条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子供等に関する問題であることに鑑み、子供等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての子供等がいじめを行わず、及び他の子供等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが子供等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子供等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子供等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

〈いじめの定義〉（法第 2 条より）

「いじめ」とは、子供等に対して、当該子供等が在籍する学校に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応に当たる。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口やいやなことをいわれる。
- ・仲間はずれや無視、もの隠しをされる。
- ・体当たりされたり、たたかれたり、けられたりする。
- ・ものを取られたり、いたづらをされたりする。
- ・後片付けを無理矢理やらされたり、机やいすをわざと離されたりする。 等

それぞれの行為がいじめに当たるかそうでないかの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者「いじめを受けた子供の立場」に立つことである。また、本人が気付いていない、認めていなくても、その子供が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周りの状況などを客観的に確認することも重要である。

(3) いじめの理解

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、いつでも起こりうるものである」との認識をもって対応にあたることが重要である。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力の伴わないもの」は、子供が入れ替わりながら被害も加害も経験していく。「暴力を伴わないもの」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、重大な状況になっていくものである。

加えて、いじめの加害と被害という二者関係だけでなく、小集団や学級集団に、活動や生活の約束やルールが無かったりする問題もある。さらに、「群衆としてはやし立てたりおもしろがったりする」存在や「傍観者」の存在も見逃してはならない。

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、すべての子供を対象とした対応が重要である。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も周囲にいる仲間も傷ついている。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともある。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなる。また、集団に落ち着きが無かったり、荒れている雰囲気をもっていたりするときは、いじめに気付かない場合も生まれてくる。

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめのない高森東小学校を目指して、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、「子供一人一人がいのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち」、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。

そのため、本校では特に、「道徳」「特別活動」「地域とかかわる活動」を中心に学校教育活動全体を通じ、「心の在り方」や「人とかかわり方」を考えさせるとともに、いじめの問題を子供自身が深く考える機会を設けることや、子供のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことに努めることとする。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある子供がいじめの当事者である場合なども含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう、研修を実施し、教職員の資質の向上を図るものとする。

② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が子供の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないように努めることが重要である。

さらには、日頃から、子供や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の「学校生活アンケート」調査などを計画的に実施し、いじめの抑止及び早期発見に努めるものとする。

また、いじめ発見のための情報の集約化や、組織的な把握のためのいじめ対策担当教諭を中心にした校内体制づくりも不可欠である。

③ いじめへの対処

いじめの発見又は通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導主任、教頭を通じて校長へ報告し、学校対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。いじめられた子供及びいじめた子供への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図っていくことが重要である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いている、解決はしたが子供の心のケアが必要なケースもある、と考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

- いじめられた子供に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、子供の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめた子供には、いじめられた子供の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。
- いじめた児童の保護者にも、いじめられた児童及びその保護者の心情を伝え、家庭においての指導の協力も明確にする。

④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解のもと、いじめ防止に関する学校の取組について周知していくことが大切である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、子供が日頃から異年齢を含めた他の子供や大人とのかかわりをもつ機会をつくることも重要である。

法第9条第1項に、次のようにある。「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」

具体的には、「保護者は子供がルールやマナーを守ることを子供に教える」、「保護者は、子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの適切な措置をとる」ということである。

そのために、今まで以上に保護者や地域の力が必要になり、協力を求めていくことになる。

⑤ 関係機関との連携

いじめを含めた子供の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、中学校区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組むことが重要である。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

① 高森東小学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「高森東小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校对策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）によるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。

なお、内容や事案によって、校長は、他の必要な教職員、学校評議員や学校関係者評価委員等の出席を求めることができる。

本校对策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア 学校基本方針に基づく、いじめ防止対策の検討・作成
- イ いじめの防止対策の実施結果の点検・評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する体制の確認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ その他いじめの防止等に関する重要事項

② 高森東小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「高森東小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「高森東小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「高森東小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めて置き、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- 年4回(6月, 9月, 11月, 2月)の学校生活アンケート調査を行い, いじめの抑止効果を期待する。
- 学校生活アンケート実施時に, いじめについての学級指導を行う。
- いじめについて子供自らが深く考える機会とすることを目的として, 例年5, 11月の「いじめ防止きずなキャンペーン」期間中の自主的な取組について, 児童会による活動を促し支援する。
- 子供がいじめに向かわない心や態度の育成のために, 「いのちを大切に, お互いの人格を尊重すること」を目標とした道徳, 仲間との豊かなかかわりを通じて「仲間との協力」「相手を思いやる心」を育てる特別活動(児童会活動「縦割り活動」)を中心として, 学校全体で取り組む。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため, いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて, 学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため, 市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに, 学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが, 相談体制としては, 特に次に掲げるものを基本とする。
 - ・子供からの相談・・・担任, 養護教諭, スクールカウンセラー
 - ・保護者, 地域住民からの相談・・・教頭, いじめ対策担当教諭, 生徒指導主任, 担任
- 全児童を対象に年4回(6月, 9月, 11月, 2月)の学校生活アンケート調査を行い, 現状を把握する。
 - ・調査結果を集約し, 全教職員で情報共有する。
 - ・すべての訴えに対し担任は聞き取り調査を行う。
 - ・本校対策委員会を開催し, アンケート結果から現状の把握をする。
 - ・事案により, ケース会議を行い, 対策を検討する。
 - ・事案により, 関係保護者と連絡をとり, 状況の報告と対策について説明する。
- 夏季休業中に実施する個人面談において, 必要な保護者には, いじめを含む学校生活上の不安や課題などの情報交換を行い, 指導の共通理解の機会とする。
- 定期的職員会議, 打ち合わせにおいて, 各学年から子供の様子を報告する時間を設定し, 情報の収集に努める。ケース会議の該当事案のその後の状況の報告も行う。
- 全教職員が子供の日常の小さな言動にアンテナを高くもち, 小さなことも教頭もしくは生徒指導主任に報告・相談するものとする。

③ いじめへの対処

- 学校生活アンケート調査結果を集約し, 全教職員で情報共有する。
 - ・アンケートのすべての訴えに対し担任は聞き取り調査を丁寧に行う。
 - ・本校対策委員会を開催し, アンケート結果及び聞き取り調査結果を検討する。事案により, ケース会議を行い, 対策を検討する。
 - ・要指導・観察事案については, その後の状況を打ち合わせや職員会議で報告する。
- 随時, いじめもしくはその疑いが出た場合は, 速やかに本校対策委員会を開き, 事実確認, その後の対応, 改善指導など, 個々の事案の内容を踏まえた対応を検討する。
- 事実確認の調査, 指導は子供の人権を踏まえ丁寧に行う。
- 事案により, 双方の保護者にも十分説明し, 適切な連携を図っていく。
- 情報は全教職員が共有し, 学級担任だけの対応になることなく, 教育活動全体の中で全教職員が目を・気を配る体制にしていく。

- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

④ 地域や家庭との連携

- 学校だより、PTA 総会、学校基本方針説明会や懇談会での校長挨拶、学校関係者評価委員会、学校ホームページなどにおいて、いじめ防止基本方針などに触れながら、周知・理解を図っていく。
- いじめによっては、臨時の学校関係者評価委員会を開催し、対策などについての助言をいただくことも大事である。
- 協働型学校目標「人とかかわり合い、人のためになろうとする」子供の育成を目指し、校内においては仲間とのかかわり方から「協力」「思いやりのこころ」を学び、地域においては子供がかかわれる事業や活動場を提供してもらうように働きかける。
 - ・すこボラ隊・・・すこしだけボランティア（保護者・地域ボランティアの要請、地域の各種行事への児童ボランティアの参加など、双方向によるボランティア活動）の積極的働きかけにより、地域の人との「かかわり」と「つながり」を深める。

⑤ 関係機関との連携

- いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、高森中学校区地域ぐるみ生活指導連絡会議を中心に、寺岡交番、高森東児童センターや高森市民センターなどとの情報の共有体制を構築することが重要である。
- 必要に応じて医療機関等の専門機関と連携した教育相談、学校以外の相談窓口としての児童相談所等について、子供や保護者に周知することも必要である。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第 28 条第 1 項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する子供等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する子供等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、この場合の例として、

- 子供が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などが考えられる。

② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第 28 条第 1 項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

参考 《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA 役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(2) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案
ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた子供生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた子供やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

4 その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、学校関係者評価委員、PTA 役員などから意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告するものとする。

また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討した上で、必要な見直しを行う。